|  |  |
| --- | --- |
| 受験番号※記入不要 |  |

**令和7年度　大田区会計年度任用職員**

**保育支援員採用選考申込書兼履歴書（その１）**

※　裏面の**「記入上の注意」をよく読んで**から記入してください。

　※　手書きで記入する場合は、黒色のペンまたはボールペンで記入してください。**消せるボールペンは使用しないでください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 写真貼付欄裏面に氏名を記入した写真を貼り付けてください。最近3か月以内に撮影したもの（上半身脱帽正面）（縦4cm×横3cm） |
| 氏　　名 |  |
| 生年月日 | 昭和 ・ 平成 　　　年　　　月　　　日生 | 満　　　　歳(申込日時点) |
| フリガナ |  |
| 現住所（連絡先） | 〒　　　　－ |
| 電話（携帯電話（ | 　　　）　　　） | －－ |

**履歴事項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学歴 | 学校名・学部学科名 | 在学期間 |
| 現在(最終) | Ｓ・Ｈ・Ｒ　　年　　月からＳ・Ｈ・Ｒ　　年　　月まで | 卒業・卒業見込・中途退学 |
| 職歴 | 勤務先名 | 在職期間 | 職務内容 |
| 正規・非常勤・アルバイト | Ｓ・Ｈ・Ｒ　　年　　月からＳ・Ｈ・Ｒ　　年　　月まで |  |
| 正規・非常勤・アルバイト | Ｓ・Ｈ・Ｒ　　年　　月からＳ・Ｈ・Ｒ　　年　　月まで |  |
| 資格 | 名　称 | 取得年月日 |
| 保育士・幼教・その他（　　　　　） | Ｓ・Ｈ・Ｒ　　　年　　　月（取得・取得見込） |
| 裏面「保育支援員について」を確認しました。※確認欄に〇をつけてください。 | 確認欄 |
| 自己ＰＲ | ※志望動機・長所・特技等 |

**勤務希望**※合否に一切影響ありません。また、必ずご希望に沿えるわけではありません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保育園 | 第１希望 | 第２希望 | 第３希望 |
| 通勤 | ※複数選択可徒歩・自転車・電車（　　　　線）・バス・その他　　　　分程度 |
| 時間帯 | 午前勤務・午後勤務 ・ 午前と午後どちらも可能　※いずれかに〇 |
| その他 | ※勤務場所、勤務に関する希望 |

私は、大田区保育支援員採用選考を受験したいので申し込みます。

なお、私は、地方公務員法で選考を受けることができないとされる者に該当しておりません。

また、この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。

令和7年　　月　　日　　　申込者氏名

**（裏面あり）**

記入上の注意

１　生年月日欄は**申込日時点**の年齢を記入してください。

２　連絡先は確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。

３　職歴欄は現在の兼業先を含む、直近2か所を新しいものから順に記入してください。パートやアルバイトも含めます。書ききれない場合は新しいものを２つ記入してください。

４　保育に関する資格を保有している場合は、資格欄に記入してください。

５　**勤務する保育園は希望通りにならないこともありますので、ご了承ください。**また、親族の方が勤務又は在園している保育園で勤務することはできません。

６　申込者氏名横にある日付は申込書を記入した日付を記入してください。

保育支援員について

◆業務内容

(1)保育の補助

(2)環境整備

ア　園舎内の清掃、消毒、ゴミ処理及び用具片付け

イ　遊具・用具の洗浄・清拭

ウ　教材・用具の用意

エ　洗濯と整理

オ　園内の装飾やポスター等掲示

カ　ごみの分別とごみ捨て

　(3)保育用具等の準備と片付け

　ア　おやつ及び食事の用意と終了後の片付け

　イ　ござ、布団、足拭きの用意と片付け

　ウ　その他、職員から指示された保育用具等の準備と片付け

　エ　保育園行事に関する準備と片付け

　(4)工作、縫い物

ア　保育に使用できる簡単な遊具等の工作

イ　園内のカーテンや雑巾又は保育園行事等で使用する用具の縫い物

(5)保育園の運営に関し、保育サービス課長が特に必要と認める事項

◆就業場所について

区立（直営）保育園23園全体の状況に応じて、希望を考慮しながら配属先を決定いたします。

※希望通りにならないこともありますので、ご了承ください。

※全体の欠員状況に応じて、定期的に異動が発生します。

【参考】

**地方公務員法第１６条**

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。